

<h1>静岡市報</h1>	No. 34
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 8
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を廃止する条例・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市文化財資料館条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

**規 則**

- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 23
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

**教育委員会規則**

- 静岡市文化財資料館条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

**議会規則**

- 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

**消防本部訓令**

- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

**告 示**

- 国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正・・ 37

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第76号）

新たな附属機関を設置するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第77号）

草薙駅北口自転車等駐車場の供用開始に伴い、名称や位置を定めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第78号）

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造要件を定めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第79号）

葵消防署の大規模修繕工事の完了に伴い、消防署の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を廃止する条例（令和3年静岡市条例第80号）

清水庁舎整備等事業の見直しに伴い、本条例を廃止することとした。

---

◇ 静岡市文化財資料館条例を廃止する条例（令和3年静岡市条例第81号）

文化財資料館の閉館に伴い、本条例を廃止することとした。

---

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第82号）

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図るため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第76号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議すること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 保健医療関係団体を代表する者 3 福祉関係団体を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者
--------------------	--	-------	---	----	--------------

を

」

「

静岡市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並び	15人以内	1 学識経験を有する者 2 保健医療関係団体を代表する者 3 福祉関係	2年	委員の互選により定める者
--------------------	---	-------	---	----	--------------

	に日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議すること。		団体を代表する者 4 市民			に
静岡市再犯防止推進協議会	再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の地方再犯防止推進計画の策定及び推進その他再犯の防止等に関することについて調査審議すること。	15人以内	1 再犯の防止等に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者	

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第77号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び静岡市草薙駅前西自転車等駐車場」を「、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」に改める。

第7条第1項中「及び静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」を「、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」に改める。

別表第1中

「				
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号			を
」				
「				
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号			に、
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	静岡市清水区草薙北2番24号			
」				
「				
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原942番地の3			を
」				
「				
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原900番地の2			に
」				

改める。

別表第2中

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前5時30分から午後11時まで	を
-----------------	------------------	---

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前5時30分から午後11時まで	に
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場		

改める。

別表第3の1中「、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場」の次に「、静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年3月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日以後の静岡市草薙駅北口自転車等駐車場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う駐車料金の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第78号

静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第90号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に、「第6章 自動車駐車場（第22条—第32条）」を「第6章 自動車駐車場（第22条—第32条）」を「第6章の2 旅客特定車両停留施設（第32条）」に改める。  
設（第32条の2—第32条の12）」

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の

2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第39条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

## 第6章の2 旅客特定車両停留施設

### (通路)

第32条の2 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける

場合においては、この限りでない。

- 2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の4の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第32条の5の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
- 4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第32条の3 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条の4 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第32条の5 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第32条の6 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第32条の7 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第32条の8 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第32条の9 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上

の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第32条の10 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第32条の11 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第32条の2第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第32条の12 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第33条に次の4項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、

待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）Z8210に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第32条の2第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第32条の11の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「路面の」を「路面又は床面の」に改める。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第79号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市葵消防署の項中「静岡市葵区駿府町2番93号」を「静岡市葵区追手町6番2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第80号

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を廃止する条例

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第26号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市文化財資料館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第81号

静岡市文化財資料館条例を廃止する条例

静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年12月27日から施行する。

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第82号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「事故のため欠席するとき」を「公務、疾病、自己又は配偶者の出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため欠席するとき（次項の規定により欠席届を提出している場合を除く。）は」に改め、同条第2項中「疾病、出産その他の理由により一定期間欠席するときは」を「自己の出産により一定期間欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第76号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

5 職員が結婚するとき。	7日以内の日数
--------------	---------

を

」

「

5 職員が結婚するとき。	7日以内の日数
5の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の日数又は時間

に、

」

「

22 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	正規の勤務時間の始め又は終りにおいて1日に1時間以内で必要と認める時間
---	-------------------------------------

を

」

「

22 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、 妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保 持に影響があると認めるとき。	正規の勤務時間の始め又は終わり において1日に1時間以内で必要 と認める時間	に
---	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

静岡市規則第77号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「別表第3第1項、第2項、第4項、第10項、第12項、第14項から第17項まで及び第21項」を「別表第3第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号から第10号まで、第12号、第14号から第17号まで及び第21号」に改める。

別表第3中

「

4 職員が結婚するとき。	7日以内の日数	を
--------------	---------	---

」

「

4 職員が結婚するとき。	7日以内の日数	に、
4の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の日数又は時間	

」

「

22 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	正規の勤務時間の始め又は終りにおいて1日に1時間以内で必要と認める時間	を
---	-------------------------------------	---

」

「

22 通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、 妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保 持に影響があると認めるとき。	正規の勤務時間の始め又は終わり において1日に1時間以内で必要 と認める時間	に
---	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 静岡市規則第78号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 子育て世帯への臨時特別給付金

## 附 則

この規則は、令和3年12月28日から施行する。

静岡市規則第79号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第2号ア及びイ中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附則第10項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第9条第4項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 静岡市規則第80号

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立清水病院条例施行規則(平成15年静岡市規則第159号)の一部を次のように改正する。

別表中「分娩介助料」を「<sup>べん</sup>分娩介助料」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市立清水病院条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の<sup>べん</sup>分娩に係る<sup>べん</sup>分娩料及び<sup>べん</sup>分娩介助料について適用し、同日前の<sup>べん</sup>分娩に係る<sup>べん</sup>分娩料及び<sup>べん</sup>分娩介助料については、なお従前の例による。

# 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第7号

静岡市文化財資料館条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和3年12月24日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市文化財資料館条例施行規則を廃止する規則

静岡市文化財資料館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第58号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年12月27日から施行する。

# 議会規則

## 静岡市議会規則第2号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月15日

静岡市議会議長 鈴木和彦

## 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため欠席するとき」を「公務、疾病、自己又は配偶者の出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため欠席するとき（次項の規定により欠席届を提出している場合を除く。）」に改め、同条第2項中「疾病、出産その他の理由により一定期間欠席するときは」を「自己の出産により一定期間欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第15号

消防局  
各消防署

静岡市消防局救急業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月27日

静岡市消防長 小長井 善 文

第2条第4号中「出場」を「出動」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「出場区域」を「出動区域」に改める。

第14条の見出し中「出場」を「出動」に改め、同条第1項中「出場させる」を「出動させる」に改め、同条第2項中「出場」を「出動」に改める。

第14条の2の見出し中「出場」を「出動」に改め、同条中「出場させる」を「出動させる」に改め、同条第3号中「出場」を「出動」に改める。

第18条中「救急出場」を「救急出動」に改める。

第30条中「出場した」を「出動した」に改め、同条第2号ア中「救急出場」を「救急出動」に改める。

第39条の見出し中「出場」を「出動」に改め、同条中「出場させる」を「出動させる」に改める。

第40条中「出場した」を「出動した」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第6号

国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示（平成25年静岡市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「  
|  
|

株式会社ポプラ代表取締役社長
国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役

を  
|  
」  
  
「  
|  
|

株式会社ポプラ代表取締役社長
----------------

に  
|  
」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。